平成２９年（フ）第４８０７号
大阪市住吉区清水丘２丁目11番20号　アップルコート　303号
破産者　髪の企画室ＯＹＡＭＡこと　大山　政次
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７５号
大阪市都島区都島本通３丁目２番26号　ラフォーレ都島本通　505号、前住所大阪市旭区大宮４丁目17番14号　堀田浩次方
破産者　花房　淳宏
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４０６号
大阪府大東市三箇１丁目１番28号カサボニータ105号
破産者　木山　修司
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７５号
熊本市南区江越１丁目５番地１号　ユースハイムくまなん202号室、開始決定時大阪府八尾市恩智北町２―92　レオパレスエトワール103
破産者　門埜　行秀
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６５７号
大阪府東大阪市長堂３丁目５番36―202号
破産者　田中　良一
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８２２号
大阪市城東区今福西４丁目１番22号サンライズ今福302
破産者　西　　忠博
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３１２号
大阪市平野区背戸口１丁目７番15号202、前住所大阪市平野区加美西１丁目13番36―508号
破産者　赤帽ガッツ運送店こと　得田　正司
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５７６号
大阪市西淀川区姫島６丁目９番38―707号
破産者　サンステージこと　須見　輝明
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６３３号
大阪市住吉区大領３丁目２番36号　大阪府立障がい者自立センター、住民票上の住所大阪府交野市東倉治４丁目４番５号
破産者　竹中　一博
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７４号
大阪市平野区加美北５丁目９番３―1102号
破産者　西川建設こと　西川　鉄也
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６８０号
大阪市港区南市岡２丁目12番39号、前住所大阪市阿倍野区昭和町１丁目９番６―902号
破産者　吉岡モーター商会こと　吉岡　良和
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６２号
大阪市城東区成育４丁目１番１号安田マンション401号
破産者　胡内　　稔（旧姓野村）
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７７１号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番403―103号
破産者　守永　賢良
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３４号
大阪府八尾市龍華町１丁目２番１―1218号
破産者　林　　廣行
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６１号
大阪市淀川区十三本町１丁目１番６―304号
破産者　池田実和子
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目11番17―305号
破産者　三石　　誠
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２６号
鳥取県鳥取市大覚寺124番地139、旧住所鳥取県鳥取市末広温泉町623番地
破産者　佐藤　民雄
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９８号
岡山県久米郡美咲町打穴里1362番地
破産者　小川美由紀
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部